

潟上市にお住まいの方へのお知らせ

安心して不育症治療を受けられるよう 治療費用を助成しています

潟上市では、不育症（妊娠しても、流産・死産を繰り返す病気）の治療を受けている方の経済的・精神的負担を軽減するため、治療費用の助成を行っています。（これは県で行っている「秋田県不育症検査費用助成事業」に該当された方に助成を行うものです。）



対象となる方 ※以下の条件をすべて満たしている方が対象です。

- 夫婦（事実婚含む）のいずれか一方が申請日において1年以上潟上市に住所を有すること。
- 医療機関で不育症と診断され治療を受けていること。
- 秋田県不育症検査費用助成事業の助成決定を受けていること。
- 本市の市税を滞納していないこと。



助成の対象

不育症に関わる治療費（医療保険適用の有無を問わず）

※差額ベッド代や食事代、文書料等の治療と関係のない費用は除きます。



助成額と申請期限

- 1年度につき30万円まで。
- 秋田県不育症検査費用助成事業の助成決定を受けた日の属する年度の翌年度末までに申請してください。



申請書類

- ☐ 不育治療費助成事業申請書兼請求書
- ☐ 不育治療医療機関証明書（医療機関で記入）
- ☐ 住民基本台帳の記録及び市税の納付状況の確認に係る同意書
- ☐ 秋田県不育症検査費用助成事業承認決定通知書
- ☐ 医療機関発行の領収書および明細書の写し
- ☐ 振り込み先の通帳の写し



お問い合わせ・申請先

〒010-0201 潟上市天王字棒沼台 226-1

潟上市役所子育て応援課 こども家庭センターかたるん（TEL 018-853-5372）